西東京市立児童館活動方針

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し 情操を豊かにすることを目的とします。

- 1 西東京市の児童館は、児童と向き合い、遊びを通して児童の健全育成を図り、児童が安全で、安心して活動できるよう支援します。
- 2 西東京市の児童館は、対象児童を次の3つの年代に分けて、それぞれ特有の支援をします。
- (1) 中高生 特化型児童館を中心に居場所づくりを積極的に行い、中学・高校生年代の自主 性・主体性を重んじた活動ができるように支援します。
 - (2) 小学生 遊びや行事を通して社会性や協調性・コミュニケーションを学ぶ場として、児童の 意見を積極的に取り入れ、遊びや体験活動を行います。
 - (3) 乳幼児と保護者 地域の中での仲間作りや子育てができるよう、安全で安心して活動できる場を提供します。また、気軽に相談できる場として取り組み、保護者の子育て力向上のために支援します。
- 3 西東京市の児童館は、子育て支援を行っている関係団体と積極的にネットワーク を強化し、保護者や学校・地域と連携を図り、児童の健全育成に努めます。
- 4 西東京市の児童館は、学童クラブ事業が円滑に行われるよう支援します。
- 5 西東京市の児童館は、再編成を進め円滑な施設運営と、事業実施の移行に努めます。